

空港整備法の一部を改正する法律案要綱

第一 照明施設等の位置付けの変更

第二種空港、第三種空港又は共用飛行場において、国及び地方公共団体がその費用を負担すべき工事として、照明施設の新設若しくは改良又は一定の空港用地の造成若しくは整備の工事等を追加すること。

(第六条、第八条から第十一条まで及び附則第二項関係)

第二 地方公共団体の管理する空港における照明施設等の工事の特例

地方公共団体は、当分の間、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができる一定の照明施設に改良する工事及びこれと併せて施行されるべき一定の空港用地の造成又は整備の工事を施行することができることとする。

(附則第五項関係)

第三 その他

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
(改正法附則第一項関係)
- 二 所要の経過措置について定めること。
(改正法附則第二項関係)